

改正案	現行
<p>（金融機関等の資産の買取りに関する業務）</p> <p>第五十三条 機構は、金融機関その他の者の資産を買い取ることにより第一条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。</p> <p>一 次に掲げる金融機関その他の者（以下「金融機関等」という。）から資産を買い取ること。</p> <p>イ ホ （略）</p> <p>ハ 株式会社地域力再生機構</p> <p>二 （略）</p> <p>2 前項に規定する資産の買取り及びその委託は、次の各号に掲げる金融機関等の区分に応じ当該各号に定める場合に限り行うものとする。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>五 株式会社地域力再生機構 株式会社地域力再生機構から資産の買取りの申込みがなされた場合又は資産の買取りに係る入札の実施の広告若しくは申出がなされた場合</p> <p>3 （略）</p> <p>（特定整理回収協定）</p> <p>第五十四条 特定整理回収協定は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。</p> <p>一 （略）</p>	<p>（金融機関等の資産の買取りに関する業務）</p> <p>第五十三条 機構は、金融機関その他の者の資産を買い取ることにより第一条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。</p> <p>一 次に掲げる金融機関その他の者（以下「金融機関等」という。）から資産を買い取ること。</p> <p>イ ホ （略）</p> <p>（新設）</p> <p>二 （略）</p> <p>2 前項に規定する資産の買取り及びその委託は、次の各号に掲げる金融機関等の区分に応じ当該各号に定める場合に限り行うものとする。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>3 （略）</p> <p>（特定整理回収協定）</p> <p>第五十四条 特定整理回収協定は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。</p> <p>一 （略）</p>

一の二 特定協定銀行は、前条第一項第一号ニからへまでに掲げる金融機関等から買い取った資産についてはその処分方法の多様化に努め、当該資産の性質に応じ、経済情勢、債務者の状況等を考慮し、当該資産の買取りから可能な限り三年を目途として回収又は譲渡その他の処分を行うよう努めること。その際、特定協定銀行は、当該資産に係る債務者の再生の可能性を早期に見極め、その可能性のある債務者については速やかな再生に努めること。

二・三 (略)

2・3 (略)

(資産の買取りの決定等)

第五十五条 機構は、第五十三条第二項各号に規定する資産の買取りの申込みを受けたとき若しくは同項第三号から第五号までに規定する入札に係る資産の買取りを決定しようとするとき又は当該入札への参加を決定しようとするときは、次条の基準に従い、当該資産の買取りの価格その他の条件又は当該入札における入札価格その他の条件を定めなければならない。

2・3 (略)

(課税の特例)

第七十六条 (略)

2 (略)

3 特定協定銀行が特定整理回収協定の定めにより第五十三条第一項第二号に規定する機構の委託を受けて行う金融機関等の資産の買取り（平成二十年四月一日以後に株式会社産業再

一の二 特定協定銀行は、前条第一項第一号ニ又はホに掲げる金融機関等から買い取った資産についてはその処分方法の多様化に努め、当該資産の性質に応じ、経済情勢、債務者の状況等を考慮し、当該資産の買取りから可能な限り三年を目途として回収又は譲渡その他の処分を行うよう努めること。その際、特定協定銀行は、当該資産に係る債務者の再生の可能性を早期に見極め、その可能性のある債務者については速やかな再生に努めること。

二・三 (略)

2・3 (略)

(資産の買取りの決定等)

第五十五条 機構は、第五十三条第二項各号に規定する資産の買取りの申込みを受けたとき若しくは同項第三号若しくは第四号に規定する入札に係る資産の買取りを決定しようとするとき又は当該入札への参加を決定しようとするときは、次条の基準に従い、当該資産の買取りの価格その他の条件又は当該入札における入札価格その他の条件を定めなければならない。

2・3 (略)

(課税の特例)

第七十六条 (略)

2 (略)

3 特定協定銀行が特定整理回収協定の定めにより第五十三条第一項第二号に規定する機構の委託を受けて行う金融機関等の資産の買取り（平成二十年四月一日以後に株式会社産業再

生機構から資産の買取りの申込みがなされた場合又は資産の買取りに係る入札の実施の広告若しくは申出がなされた場合及び株式会社地域力再生機構から資産の買取りの申込みがなされた場合又は資産の買取りに係る入札の実施の広告若しくは申出がなされた場合に係るものを除く。)により不動産に関する権利の取得をした場合には、当該不動産に関する権利の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該取得後三年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税を課さない。

4  
(略)

生機構から資産の買取りの申込みがなされた場合又は資産の買取りに係る入札の実施の広告若しくは申出がなされた場合に係るものを除く。)により不動産に関する権利の取得をした場合には、当該不動産に関する権利の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該取得後三年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税を課さない。

4  
(略)

○租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（附則第七条関係）

改正案	現行
<p>（産業再生委員会等の委員の登記に係る課税の特例）            第八十四条の六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 株式会社地域力再生機構の登記に係る登録免許税については、登録免許税法別表第一第二十四号（一）カ中「若しくは特別取締役」とあるのは、「特別取締役若しくは株式会社地域力再生機構法（平成二十年法律第 号）第二十条第一項（登記）の委員」とする。</p>	<p>（産業再生委員会等の委員の登記に係る課税の特例）            第八十四条の六（略）</p> <p>2（略）            （新設）</p>

○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（附則第八条関係）

改 正 案	
<p style="text-align: center;">附 則 （事業税の課税標準等の特例） 第九条（略） 2～14（略）</p> <p>15 株式会社地域力再生機構に対する第七十二条の二十一第一項の規定の適用については、平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、同項中「各事業年度終了の日における法人税法第二条第十六号に規定する資本金等の額又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額」とあるのは、「銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五条第一項に規定する政令で定める額」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則 （事業税の課税標準等の特例） 第九条（略） 2～14（略） （新設）</p> <p>地方税法等の一部を改正する法律案（平成二十年法律第号）による改正後</p>

改正案	地方税法等の一部を改正する法律案（平成二十年法律第号）による改正後
<p>附則</p> <p>（地方税法の一部改正）</p> <p>第五十五条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第七十二条の二十四の七第五項第九号中「及び商工組合中央金庫」を削る。</p> <p>附則第九条に次の一項を加える。</p> <p>16  株式会社商工組合中央金庫に対する第七十二条の第二十一項及び第二項の規定の適用については、平成二十年十月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、同条第一項中「連結個別資本金等の額」とあるのは「連結個別資本金等の額から、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）附則第三条第一項に規定する転換前の法人の事業年度のうち最終のもの」の確定した決算に基づく貸借対照表に計上されている資本金の額のうち政府が出資した金額に相当する額から同法附則第五条第一項に規定する主務大臣が定める金額を控除した額に、平成二十年十月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度にあつては十分の九を、同年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に開始する各事業年度にあつては五分の四を、同年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に開始</p>	<p>附則</p> <p>（地方税法の一部改正）</p> <p>第五十五条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第七十二条の二十四の七第五項第九号中「及び商工組合中央金庫」を削る。</p> <p>附則第九条に次の一項を加える。</p> <p>15  株式会社商工組合中央金庫に対する第七十二条の第二十一項及び第二項の規定の適用については、平成二十年十月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、同条第一項中「連結個別資本金等の額」とあるのは「連結個別資本金等の額から、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）附則第三条第一項に規定する転換前の法人の事業年度のうち最終のもの」の確定した決算に基づく貸借対照表に計上されている資本金の額のうち政府が出資した金額に相当する額から同法附則第五条第一項に規定する主務大臣が定める金額を控除した額に、平成二十年十月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度にあつては十分の九を、同年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に開始する各事業年度にあつては五分の四を、同年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に開始</p>

する各事業年度にあつては五分の三を、同年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に開始する各事業年度にあつては五分の二を、同年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度にあつては五分の一をそれぞれ乗じて得た金額をそれぞれ控除して得た額」と、同条第二項中「連結個別資本金等の額」とあるのは「控除して得た額」とする。

する各事業年度にあつては五分の三を、同年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に開始する各事業年度にあつては五分の二を、同年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度にあつては五分の一をそれぞれ乗じて得た金額をそれぞれ控除して得た額」と、同条第二項中「連結個別資本金等の額」とあるのは「控除して得た額」とする。

改正案

地方税法等の一部を改正する法律案（平成二十年法律第号）による改正後

附則

（地方税法の一部改正）

第三十四条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の

一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「、日本政策投資銀行」を削る。

附則第九条に次の二項を加える。

17| 株式会社日本政策投資銀行（次項において「会社」という。）に対する第七十二条の二十一及び第七十二条の二十二の規定の適用については、平成二十年十月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、第七十二条の二十一第一項及び第二項中「連結個別資本金等の額」とあるのは、「連結個別資本金等の額（これらの額が一兆円を超える場合には、一兆円とする。）」とする。

18| 前項の場合における会社に対する事業税の資本割の課税標準の算定については、各事業年度の資本金等の額（同項の規定により適用される第七十二条の二十一第三項又は第七十二条の二十二第一項若しくは第二項の規定により控除すべき金額があるときは、これらの金額を控除した後の金額とする。）から、次の各号に掲げる事業年度の区分に応じ当該資本金等の額に当該各号に定める割合を乗じて得た

附則

（地方税法の一部改正）

第三十四条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の

一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「、日本政策投資銀行」を削る。

附則第九条に次の二項を加える。

16| 株式会社日本政策投資銀行（次項において「会社」という。）に対する第七十二条の二十一及び第七十二条の二十二の規定の適用については、平成二十年十月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、第七十二条の二十一第一項及び第二項中「連結個別資本金等の額」とあるのは、「連結個別資本金等の額（これらの額が一兆円を超える場合には、一兆円とする。）」とする。

17| 前項の場合における会社に対する事業税の資本割の課税標準の算定については、各事業年度の資本金等の額（同項の規定により適用される第七十二条の二十一第三項又は第七十二条の二十二第一項若しくは第二項の規定により控除すべき金額があるときは、これらの金額を控除した後の金額とする。）から、次の各号に掲げる事業年度の区分に応じ当該資本金等の額に当該各号に定める割合を乗じて得た



金額を控除するものとする。この場合における第七十二条の二十一第四項の規定の適用については、同項中「前項又は次条第一項若しくは第二項」とあるのは、「前項、次条第一項若しくは第二項又は附則第九条第十八項」とする。

- 一 平成二十年十月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度 十分の九
- 二 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に開始する事業年度 五分の四
- 三 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に開始する事業年度 五分の三
- 四 平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に開始する事業年度 五分の二
- 五 平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に開始する事業年度 五分の一

金額を控除するものとする。この場合における第七十二条の二十一第四項の規定の適用については、同項中「前項又は次条第一項若しくは第二項」とあるのは、「前項、次条第一項若しくは第二項又は附則第九条第十七項」とする。

- 一 平成二十年十月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度 十分の九
- 二 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に開始する事業年度 五分の四
- 三 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に開始する事業年度 五分の三
- 四 平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に開始する事業年度 五分の二
- 五 平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に開始する事業年度 五分の一

改正案	現行
<p>附則 （所掌事務の特例） 第二条（略） 2 3（略） 4 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項及び前三項に規定する事務のほか、それぞれ政令で定める日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 株式会社産業再生機構に関する次に掲げる事務 イ 次に掲げる事項の認可に関すること。 設立 （1） 定款の変更の決議 （2） 取締役及び監査役の選任及び解任の決議 （3） 合併、分割及び解散の決議 （4） 関係行政機関の事務の調整に関すること。 ロ 株式会社地域力再生機構に関する次に掲げる事務 イ 次に掲げる事項の認可に関すること。 （1） 設立 （2） 会社法（平成十七年法律第八十六号）第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第二項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任 （3） 取締役及び監査役の選任及び解任の決議 （4） 定款の変更の決議 （5） 合併、分割及び解散の決議 ロ 関係行政機関の事務の調整に関すること。</p>	<p>附則 （所掌事務の特例） 第二条（略） 2 3（略） 4 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項及び前三項に規定する事務のほか、政令で定める日までの間、株式会社産業再生機構に関する次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 次に掲げる事項の認可に関すること。 イ 設立 ロ 定款の変更の決議 ハ 取締役及び監査役の選任及び解任の決議 ニ 合併、分割及び解散の決議 二 関係行政機関の事務の調整に関すること。</p>